

名古屋フィルムミーティング実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、名古屋フィルムミーティング実行委員会と称する。

(目的及び組織)

第2条 本会は、映像コンテンツを中心に文化の発展と振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 映像コンテンツ作品等の上映会や展示会
- (2) 映像コンテンツに関連したワークショップ
- (3) 映像コンテンツに関連した教育研究
- (4) 映像コンテンツ制作者の交流や情報交換の場の構築

2 本会の事業は非営利とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

代表 1 名、 副代表 若干名、 会計 1 名

(役員を選出)

第5条 代表・副代表・会計は、総会において選出する。

2 代表および副代表は、会員の互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員任務)

第7条 代表は、本会を代表して会務を掌る。

2 副代表は会長を補佐する。

3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参与)

第8条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、代表が会員にはかりこれを推薦する。

(経費等)

第10条 本会の経費は、入会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 入会費は1000円とし入会時に会計者に納入するものとする。ただし、代表が特別の事由により入会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成23年4月1日より施行する。